

協同農業普及事業の実施に関する方針

平成23年3月

熊 本 県

目 次

第1	協同農業普及事業の推進方向	1
第2	普及指導活動の課題	1
1	信頼あるくまもとブランド産地の育成	1
2	くまもと農業を担う人材の育成	2
3	地域資源を生かした持続可能な農業に対する支援	4
4	くまもとグリーン農業の推進	4
第3	普及指導員の配置に関する事項	5
1	地域を活動範囲とする普及指導員の配置	5
2	県全域を活動範囲とする普及指導員の配置	5
第4	普及指導員の資質の向上に関する事項	6
1	研修の考え方	6
2	研修の内容	7
3	調査研究・研究会活動等の充実強化	7
4	人事交流の促進	8
第5	普及指導活動の方法に関する事項	8
1	普及指導活動の重点化	8
2	試験研究、普及指導及び研修教育による一体的な取組の充実強化	8
3	効果的かつ効率的な普及指導活動体制の整備	8
4	民間等との連携の在り方	10
5	農業大学校における研修教育の充実強化	10
第6	その他協同農業普及事業の実施に関する事項	11
1	行政施策への対応	11
2	農業改良普及推進会議	11
3	普及指導員の育成・確保	11
4	関係指導機関との連携	11
5	農業に関する教育への協力	12
6	海外技術協力への対応	12

第1 協同農業普及事業の推進方向

本県の協同農業普及事業は、農業改良助長法の規定に基づき、直接農業者に接しながら、担い手や生産組織等の育成並びに農業生産振興等の重点農業施策を推進するため、担うべき役割を明確にした上で、行政や研究組織と連携し、効果的かつ効率的に普及指導活動を実施する。

特に、消費者ニーズを的確に捉えた個性ある農畜産物や、魅力ある産地づくりが重要であり、高度な技術・経営方式等を迅速かつ的確に普及定着させるよう努める。また、地域農業に対するニーズを行政・研究機関につなぐ等、農業関連施策及び技術開発と普及指導活動の連携強化を図る。

さらに、食と地域の再生に向けて、食料自給率の向上、農業・農村における新たな価値の創出、食の安全・安心の推進、環境と調和した新たな農業生産方式の導入や、耕畜連携による資源循環型農業の推進、その他、「熊本県食料・農業・農村計画」に基づく施策を的確に行う上で必要な技術・経営指導を実施する。

このため普及指導員は、スペシャリスト機能及びコーディネート機能を併せて発揮し、地域農業の課題解決に向けた取組等を総合的に支援する。

なお、この実施方針の下、おおむね5年間の普及指導活動を計画的に展開する。

第2 普及指導活動の課題

協同農業普及事業の実施にあたっては、次に掲げる普及指導活動の課題について、国や県の施策との連携を図りつつ、取り組むものとする。

1 信頼あるくまもとブランド産地の育成

「くまもとの顔」として顧客満足度が高く魅力ある産品づくりを進めるため、試験研究、大学、民間等との連携を強化し、普及技術の高度化を図り、消費者・実需者ニーズに応じた農畜産物等の供給に加え、当該ニーズの創出等、産地の戦略的な取組を支援する。

また、消費者の信頼に応えられる安全・安心な農業生産を基本として、高生産性農業の確立、低コスト生産等の取組を支援して、輸入農産物に対する競争力強化を図る。

(1) 「くまもとの顔」となる魅力ある産品づくりと高品質・安定生産のための技術普及等

ア 土地利用型農業の推進

実需者や消費者の需要に即した米・麦・大豆づくりを推進するため、販路の確保や需要動向を踏まえた計画的な生産に配慮しつつ、栽培技術の導入・向上等により魅力ある産品づくりを支援する。また、最近の地球温暖化などの気象変動に対応した栽培様式や、新たな品種及び栽培技術の導入を支援する。

イ 高品質園芸産地の育成

野菜・花き・果樹等では、栽培管理技術の構築や品質管理体制の徹底等を加味し、魅力ある産品づくりと産地化推進に努める。また、農産物価格の長期低迷や資材価格の高騰による所得減少に対応するため、省エネ・低コスト技術の普及を行うとともに、地球温暖化などの気象変動に対応できる施設設備の高度化、栽培技術、優良品種の導入等による高品質・安定生産の取組を支援する。

ウ 地域特産物産地の育成

いぐさ、茶等の地域特産物については、それらの栽培において、優良品種の導入や省力・低コスト技術の導入等により生産安定や品質向上に向けた取組を支援し、生産面では、消費者ニーズに応じた商品の供給体制の確立に向けた取組を支援する。

エ 高品質な畜産物生産による経営安定

高品質な牛肉、豚肉、鶏肉の畜産物を生産するために育種改良された褐色和種や黒毛和種の種雄牛、系統豚、地域特産鶏の活用を支援する。

また、高品質な畜産物を低コストで安定的、継続的に生産するため、食品残さ等の未利用飼料資源の活用技術、肉用牛の放牧利用による省力飼養管理技術の導入等の地域資源を活用する。

さらに、飼養規模拡大に対応した飼料生産の外部化や飼料コスト低減のための自給飼料活用型TMRセンター等、組織を活用した低コスト生産体制の整備を支援する。

(2) 安全で信頼ある産品づくり

安全で信頼ある農畜産物生産のため、県産農畜産物の安全性確保、生産者の意識向上を図り、食品供給側の責任として、さらに継続可能な農業を実践するために、GAP（農業生産工程管理）への取組を支援する。

併せて、消費者の信頼性の向上や、安心につながる、顔がみえる農畜産物の提供を行うために、生産履歴の記帳、生産流通履歴を追跡できるトレーサビリティシステムや畜産物の生産段階での衛生管理手法（HACCP方式）の導入の取組を支援する。

(3) 農業者による6次産業化と農商工連携の取組に対する支援

地域農産物の特徴を生かした個性ある加工品の開発やこれら加工品の流通販売に係る取組等、経営の多角化を目指す農業者の取組を支援する。

また、農業者が商工業者・観光業者等の他業種との連携を図る農商工連携の取組を支援する。

2 くまもと農業を担う人材の育成

地域農業の担い手である、認定農業者、地域営農組織、農業法人、青年農業者、新規就農者等の意欲ある多様な農業経営体の育成に取り組むとともに、経営改善の取組に対する支援を行う。

また、女性農業者の農業経営参画や高齢農業者の活動促進の支援に努める。

(1) 認定農業者の育成及び法人化への支援

認定農業者をはじめとする地域農業の担い手の技術・経営改善の取組を支援するため、集合研修、個別相談活動や技術及び経営等に関する情報提供を行いながら、経営管理能力の向上を図る。

特に、認定農業者の経営改善への取組等を集中かつ重点的に支援するとともに、経営意欲の高い認定農業者については、法人化に向けた重点的な経営指導や相談活動を強化する。

なお、将来にわたる担い手の確保並びに女性の能力発揮を促進していくため、認定農業者の集合研修等に当たっては、意欲ある青年農業者や女性等の参加促進に努める。

(2) 地域営農組織の育成

土地利用型農業の担い手である地域営農組織については、集落での話し合いによる農業者の合意形成を図りながら、引き続き組織の育成を推進する。

また、既存の地域営農組織についても、農地・機械の効率的利用や経営の向上を図るため、農業機械の効率的利用や経営の規模拡大・多角化等を推進し、熟度の高い組織を対象に、地域の実情に応じた法人化に向けた取組を支援する。

(3) 多様な就農ルートに対応した新規就農者の確保・育成

新規学卒就農者に加え、他産業からの新規参入やUターンを含めた新規就農希望者に対し、市町村、農業委員会、農協、農業大学校及び農業高校、普及指導協力委員、県新規就農支援センター等と連携し、役割分担の下、就農相談活動に努めるとともに、就農時及び就農後の営農相談活動や集合研修を実施し、円滑な生産及び経営技術の習得に向けた取組を支援する。

青年農業者の生産及び経営技術に関するプロジェクト活動を促進するとともに、地域農業振興など地域に密着した組織活動を推進しながら、地域農業の担い手育成に努める。

なお、企業等の農業参入については、市町村、農業委員会、農業、農業大学校等と連携し、地域との調和に十分配慮しながら、参入企業等が安定的に営農を継続できるよう、栽培技術指導等の支援を行う。

(4) 女性の経営参画・高齢農業者の活動促進に対する支援

女性農業者が力を十分発揮できるよう、女性の経営参画を促進していくため、生産及び経営技術の向上に向けた支援を行うとともに、家族経営協定の推進及び協定内容の充実に向けた支援を行う。

また、高齢農業者の豊富な経験や知識を生かした活動を展開し、生涯現役でいきいき

と農業生産や地域活動に取り組める環境づくりを支援する。

3 地域資源を生かした持続可能な農業に対する支援

高齢化の進行と担い手の減少により耕作放棄地の発生も懸念される中、農地の有効利用、地産地消活動など、地域農業の活性化に向けた取組を支援する。

また、地域の特性に応じた農業生産、直売所を利用した地域農産物等の販売等の地域農業の活性化に向けた取組を支援する。

さらに、近年、増加しつつある農作物生産への鳥獣被害を防止するための取組を支援する。

(1) 農地の有効利用の推進

水田の有効利用や実需者ニーズに応じた生産を図るため、非主食用米を戦略作物として位置づけ、これらの需要の確保に向けた耕畜連携や農商工連携を推進しつつ、省力・低コスト生産技術の普及に努めるとともに、品種選定、栽培技術の確立、生産物の加工、商品開発等、収益性の向上を図る取組を支援する。

また、飼料自給率向上のために、地域に適した優良品種の導入や高収量生産技術確立の支援、阿蘇地域の草地、原野を活用する広域放牧や周年放牧技術、水田等の未利用地での小規模移動放牧等の「熊本型放牧」の取組を支援する。

さらに、遊休農地の有効利用に向けた取組を支援する。

(2) 地産地消の推進

農業者と消費者の信頼関係を構築し、「食と農」の大切さへの理解を促進するため、物産館や直売所等を拠点とした地産地消活動に取り組む生産者組織や、農産加工グループ等の活動を支援する。

また、県内市場向けの農産物を安定的に生産・供給する取組を支援し、地場農産物の利用拡大に努める。

さらに、農業者の農業理解活動を支援し、県民の豊かな食生活の実現と地域農業の理解促進に努める。

(3) 鳥獣害防止対策に対する支援

中山間等の営農を推進するために、被害防止対策として、関係機関と連携し情報の共有を図るとともに、より効果的な捕獲・防除等の技術情報の提供等により、集落や地域全体での防止対策への取組を支援する。

4 くまもとグリーン農業の推進

環境に配慮した農業を推進するため、本県の取組を生かした環境に優しい農業への取

組を「くまもとグリーン農業」と位置づけ、土づくり、減農薬及び減化学肥料の取組、耕畜連携による有機資源の有効活用、有機農業の安定生産に向けた取組等、環境への負荷軽減の取組を支援する。

(1) 環境にやさしい施肥・防除技術の普及

環境への負荷を軽減する環境保全型農業を推進するために、病虫害発生予察や土壌分析等の科学的データに基づいた適正な資材施用技術の普及定着を支援する。

特に、化学資材の投入を低減するために、施用技術では有機質肥料や肥効調節型肥料の施用等、また、防除技術では点滴や太陽熱利用等の技術を組み入れた総合的病虫害管理（IPM）手法の導入等を支援する。

(2) 土づくり及び耕畜連携の推進

完熟堆肥や緑肥等の有機資源を有効活用し、土壌の物理性、生物性の向上をはじめ、地力の維持・増進を図る。

適正な堆肥施用を図るため、耕種農家への良質堆肥の情報提供や、堆肥共励会等を活用した良質堆肥の製造、堆肥の広域流通、適正利用上でみられる課題の解決を支援し、耕畜連携の強化を図る。

第3 普及指導員の配置に関する事項

1 地域を活動範囲とする普及指導員の配置

各地域振興局農林（水産）部及び熊本農政事務所の11か所に農業改良助長法（以下「法」という。）第12条第2項各号の普及指導センターの事務をつかさどる農業普及・振興課を設置し、法第8条第2項各号の事務をつかさどる普及指導員を配置する。

普及指導員の配置に当たっては、地域農業の担い手への技術指導や情報提供、就農希望者への相談活動や情報提供等、地域に密着した普及指導活動を行うため、地域における、農家数、耕地面積、市町村数、農業産出額及び地域の特性や経済的諸条件等の農業の現状と今後の振興方向等を総合的に考慮する。

また、普及指導員が有する①高度な技術を指導するスペシャリスト機能及び②関係機関等との連携の下に地域農業が直面する様々な課題の解決を支援するコーディネート機能が十分発揮されるようにするため、地域において必要とされる専門分野、普及指導員の経験年数や年齢構成を配慮する。

さらに、普及指導員が農業者との信頼関係を構築した上で、効果的かつ効率的な普及指導活動を継続して行い得るよう、普及指導員の在任期間にも十分に配慮する。

2 県全域を活動範囲とする普及指導員の配置

農林水産部農業技術課農業技術支援室に県全域を活動範囲とする普及指導員を配置

する。

農業技術支援室は、普及指導活動の総合的な企画調整を行うとともに、11か所の農業普及・振興課と連携し、普及課題解決活動への支援や普及指導員の研修及び指導能力の高位標準化に向けた活動を展開する。

また、主要な農政施策推進における行政等への支援及び関係機関等との連携活動や、試験研究と連携した新技術の普及定着化に努めるとともに、気象災害等への危機管理及び技術対策確立に向けた支援を行う。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

1 研修の考え方

普及指導員が、農業に関する高度な技術と知識をもつスペシャリスト機能と地域農業における課題に的確に対応できるコーディネート機能を併せもち、普及現場においてこれらの機能を十分発揮するために必要な資質の向上が図られるよう、普及指導員に対する研修の充実強化等に努めるものとする。

普及指導員の資質向上については、自己研修及び職場内研修を基本とし、国と役割分担を行い、効果的・効率的かつ体系的に普及指導員の資質向上研修を実施する。

国では、普及指導員の資質を全国的に高度化させる研修、マーケティングを含む経営指導力の向上など全国的に普及すべき技術や広域的に連携して取り組む必要がある課題に関する研修等、国で統一的に行うことが効果的な研修が実施される。

このため県においては、協同農業普及事業を進める上で取り組むべき技術や課題解決のための研修を実施するとともに、現場での実践的な研修を実施する。実施に当たっては、国の研修を活用し、その内容・情報を積極的に活用することで、普及指導員に備えるべき資質の向上に努める。

なお、概ね5年間の中長期的な視点に立った研修基本計画及び年度ごとの研修実施計画を作成して、計画的実施を図るとともに、研修結果を活用し、次年度の研修に反映する。

(1) 基本的考え方

普及指導員の研修は、協同農業普及事業及び県における普及指導員の役割と機能の発揮を目的として実施し、各自の能力資質の状況や、解決すべき課題等に応じて、必要な能力を強化する。

(2) 研修の実施内容及び方法

普及指導員研修の実施については、自己研修、職場内研修を基本としつつ、担当業務に対応した研修を実施する。また、実践指導力強化期、専門・総合指導力強化期、企画・管理能力強化期の段階を踏まえて、普及指導員として求められる能力を十分発揮できる人材を育成する。

なお、研修の目的に応じて、先進的な農業者、大学、試験研究機関、民間企業等との連携を図る。

国が主催する研修については、普及指導員の希望や経験年数、課長の推薦等を総合的に勘案し、農業技術支援室職員をはじめとする普及指導員等を計画的にはじめとする普及指導員等を計画的に派遣し、指導能力の向上を図る。

2 研修の内容

(1) 普及指導員の職場内研修

普及指導員の資質能力向上の基本は、日常の自己啓発を図りながら、普及指導活動を通じて学ぶ職場内研修にある。このため、積極的に研修に取り組む職場環境づくりに努め、職場内研修の強化を図る。

また、国及び県の研修の成果の波及を図るため、職場内で研修報告を実施し、普及指導員としての共通認識を高めるとともに専門項目への活用を図る。

(2) 県における普及指導員研修

ア 実践指導力強化研修

新任用普及指導員については、2年間を新任期とし、1年目の普及指導員に対しては普及指導活動基礎及び専門技術の養成研修を重点的に実施し、2年目の普及指導員には、実践的技術の養成や効果的な普及指導活動を行うための研修を実施する。

イ 専門・総合指導力強化研修

新技術の普及定着、現場技術の総合的な組立等による課題解決のための能力向上を図るため、地域の農業経営の実態に即した経営管理、経営分析等の実践的な研修を実施する。

他機関からの転入者及び部門変更者に対しては、緊急的に技術向上を図るための研修を実施する。

ウ 企画・管理能力強化研修

普及指導活動総体の企画調整・管理運営能力を強化するための研修を実施する

(3) 国の研修への普及指導員の派遣

国の研修については、普及指導活動の課題と普及指導員の現状等を勘案しながら計画的な対応に努める。

3 調査研究・研究会活動等の充実強化

資質向上の観点から、普及指導員が行う課題解決のための調査研究活動や、その成果検討、共通課題の検討、情報交換等についての活動等の充実強化に努める。

加えて、農林水産部農業技術課農業技術支援室に所属する普及指導員は、調査研究の

企画調整を行う。

4 人事交流の促進

普及指導員の視野の拡大や能力向上を図る上で、研究機関、行政機関及び農業大学校等との人事交流は重要・不可欠であり、計画的な人事交流に努める。

第5 普及指導活動の方法に関する事項

1 普及指導活動の重点化

普及指導活動については、信頼あるくまもとブランド産地の育成やくまもと農業を担う人材の育成を進めるため、農政の展開方向及び各地域の状況に応じて、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化を図る。

また、普及指導活動の対象者については、認定農業者、青年農業者をはじめとする経営改善に意欲的な農業経営体及びその集団、新規就農者、経営参画に意欲的な女性農業者に重点化を図る一方、地域農業の発展等に向けた取組を進めるため、普及指導活動の課題の内容に応じて、農協が行う営農指導をはじめ、市町村、農業委員会等が担うべき分野を明確にした上で適切に役割を分担を行うよう努める。

2 試験研究、普及指導及び研修教育による一体的な取組の充実強化

現場ニーズに即した技術開発や開発技術の迅速な普及を進める観点から、課題設定の計画段階からそれぞれの目標の共有化を図るとともに、必要に応じて現場での実証活動により開発技術の普及を図る。さらに、開発技術の普及状況や問題点等を的確に研究につなぐ等、普及組織による研究成果のフォローアップを強化する。

また、新規就農者の円滑な確保・育成を図るため、農業大学校等が行う農家派遣研修に対する協力、農大生や就農希望者等を対象に、就農に必要な農業技術・経営等に関わる現地情報の提供や現地研修会の開催等、農業大学校等との連携に努める。

3 効率的かつ効果的な普及指導活動体制の整備

(1) 農業普及・振興課の活動体制

地域に密着しながら効果的かつ効率的な普及指導活動を行うため、各地域振興局農林(水産)部及び熊本農政事務所の11か所に農業普及・振興課を設置する。

農業普及・振興課においては、農業者や地域に密着した普及指導活動を実施していくため、地域の実情や情勢変化に弾力的に対応できる活動体制が取れるよう班体制とする。また、緊急・突発的な課題が生じた場合、プロジェクトチームの設置や各専門部門との連携により迅速に対応していく。

農業者に対する普及指導活動並びに調査研究活動を効果的かつ効率的に行うため、就農営農相談室、土壌診断施設等の充実や機材の整備を図る。

さらに、技術情報をはじめとする各種情報を迅速に農業者等に提供できるよう、普及情報ネットワーク等の活用を通じた情報提供及び相談の機能強化に努める。

(2) 農業技術支援室の活動体制

農林水産部農業技術課農業技術支援室に、県全域を活動範囲とする普及指導員のチームを配置する。当該チームは、既存技術で対応できない課題や先進的な技術の現地適応等については、独立行政法人、大学、民間企業等と連携して現地実証や迅速な課題解決に取り組む。その際、産学連携を支援する機関など産学連携に知見を有する者との積極的な連携に努める。

また、農業研究センター、行政、農業大学校と密着に連携しながら、各地域における農業普及・振興課と一体となり普及指導活動の総合化に努め、普及組織の役割強化を図る。

さらに、行政施策の推進に当たっては普及事業の役割や機能がより明確になるよう、農林水産部関係各課との検討協議を行う等その一体的な推進に努める。また、普及組織からの政策等の提言については、普及指導活動の特性を生かし、農業者や地域に密着した現場における重要な課題を反映させるよう努める。

県全域にわたる、或いは地域横断的な緊急性の高い課題が発生した場合については、必要に応じて専門項目を配慮したプロジェクトチームを編成し迅速な解決に努める。

なお、農業者等に対する情報提供・相談機能の充実を図るため、機材の整備に努める。

(3) 計画的な普及指導活動の実施とその成果等の適切な評価

ア 普及指導計画の策定

普及指導活動を総合的かつ計画的に行うため、実施方針に即し、管内の農業及び農村の中期的方向を踏まえて、おおむね3カ年の普及指導活動による成果目標を明確にした重点普及課題と総合普及課題についての普及指導計画を策定する。

なお、重点普及課題は緊急性や重要性が高く、3年間の集中的な取組で成果が期待されるものとし、これ以外を総合普及課題とする。

重点普及課題の設定に当たっては、普及の機能を最大限に発揮し、活動成果が期待できる、真に普及組織として取り組むべき課題に絞り込むとともに、市町村、農協等の関係機関との役割分担を明確にした上で全体として成果を得るよう進行管理に努める。

普及指導計画策定に当たっては、地域の農業者、市町村、農業団体等の参画により、関係者の合意のもとに活動が展開されるよう十分に配慮する。

イ 普及指導活動の評価

普及指導計画の評価に当たっては、普及指導活動及びその成果について記録を適切に行うとともに、必要性、有効性、効率性等の観点から、内部評価及び外部評価を行い、その成果に基づき改善方策の検討等を実施する。

4 民間との連携の在り方

(1) 普及指導協力委員制度等の活用

協同農業普及事業を効果的かつ効率的に実施する観点から、新技術の実践や青年農業者の育成等を行う先進的農業者、農業について識見を有する者及び農産物の加工・販売その他農業に関連する事業について識見を有する者を普及指導協力委員に委嘱し、積極的にその協力を得ることとし、普及指導協力委員の掘り起こしや活動の活性化に努める。

また、新規就農者の栽培技術指導や農業理解等の活動において、本県が委嘱している地域農業サポーターの協力を得るように努める。

税務、会計・経理、労務管理等の事務等の分野については、基本的には、農協も含めて税理士や社会保険労務士等の民間専門家に委ねる。

(2) 農業協同組合との役割分担・連携

普及組織が主体的に関わる必要がある課題についても、どの程度関与する必要があるか、他の組織における取組が中心となることはできないかといった観点から、農協との役割分担を明確にした上で普及指導活動を行う。

さらに、既に確立された技術による生産の安定化・品質の高位平準化・均質化や、簡易な病害虫・土壌・生育診断等の一般的な営農指導等については、農協の営農・生活指導組織が主体的に担当するよう役割分担を進める。

その際、農協との役割分担を円滑に行うため、営農指導員を構成員とする技術者連絡協議会等の様々な機会を通じて情報提供を行うなど連携を強化する。

(3) 金融機関との連携

経営改善資金等の借入希望農業者等を対象とする普及指導活動にあたっては、借入申込等が円滑に行われるとともに、融資後の経営改善等が確実に達成されるよう、日本政策金融公庫、地方銀行、農協等の金融機関等の密着な連携の確保に努める。

5 農業大学校における研修教育の充実強化

農業大学校においては、将来の農業を担う人材を養成する中核的研修教育機関として、魅力ある研修教育内容の充実や施設整備を図るとともに、普及や試験研究組織及び県立大学との連携を深め、実践的学習の高度化・専門化を図る。

また、「開かれた農業大学校」として、普及や試験研究組織と密接に連携し、農業者、新規就農希望者、児童・生徒等を対象に、農業技術習得研修、就農支援研修及び農業体験学習等を実施するなど、研修教育を充実する。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 行政施策への対応

普及指導活動の主体性を確保しつつ、効果的・効率的な課題解決の手段として、農業改良資金や就農支援資金等の制度資金、並びに各種補助事業等を普及指導計画に明確に位置づけ、普及組織の役割を明確にした上で、地域振興局や熊本農政事務所の関係各課、市町村及び農協等の関係機関と密接に連携を図りながら普及指導活動を展開する。

また、行政施策に対する農業者への迅速な理解促進、並びに農業者ニーズの行政施策への的確な反映を図ることが重要であることから、関係機関との連携を一層強化する。

2 農業改良普及推進会議

地域振興局又は熊本農政事務所の関係各課、市町村、農業団体、農業者組織等の関係組織と密接に連携を取る場として、農業普及・振興課を単位として開催する地域農業改良普及推進会議（以下「推進会議」という。）の活性化や機能の充実強化に努める。

推進会議においては、普及指導活動を効果的かつ効率的に行うため、次に掲げる普及指導活動推進に係る事項について協議する。

- ① 普及指導計画の樹立
- ② 普及指導活動の評価
- ③ 関係機関との連携及び役割分担
- ④ その他普及指導活動の推進に関すること

3 普及指導員の育成・確保

普及指導員資格の未取得者については、意欲ある普及指導員を継続的に確保するため、普及指導員の受験資格を取得するために必要な実務経験年数要件の対象となる部署への配置について配慮する。この際、特に、新規採用職員の配置についても農業普及・振興課に行う等、配慮する。また、普及指導員の養成を目的とした研修を実施する等により、普及指導員の計画的な養成に努める。

4 関係指導機関との連携

市町村、農協等の関係機関で構成する営農連絡協議会や、市町村農業担い手育成総合支援協議会等と密接に連携するとともに、各種協議会等での普及指導員の役割を明確にした上で、総合的な指導効果を発揮するよう努める。

地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興を図る観点から、林業や水産業に関する普及指導員等、農業以外の産業に関する指導機関との連携を図る。

また、全国的な普及指導活動の課題に関する普及指導員の効果的な活動を確保するため、当該課題に係る都道府県間の情報の共有、技術協力を努める。

5 農業に関する教育への協力

県民の農業に対する理解の促進及び将来における農業の担い手の確保に資するため、農業体験学習等の取組を推進する教育機関、市町村、農協等に対して情報提供、相談活動等を実施する。

6 海外技術協力への対応

海外からの技術協力等の要請に応えるとともに、普及指導員の国際感覚の涵養等を図る観点から、海外からの研修生等の受入れ、海外の普及事業関係者との交流、関係情報の収集・提供等を推進する。